

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第9号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（組織犯罪対策課の所掌事務）</p> <p>第8条の3 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3） 犯罪による収益の移転防止に関すること。</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p> <p><u>（7） 略</u></p>	<p>（組織犯罪対策課の所掌事務）</p> <p>第8条の3 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p>
<p>（組織犯罪特別捜査隊）</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組織犯罪特別捜査隊は、第8条の3第1号、第2号及び<u>第5号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>（組織犯罪特別捜査隊）</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組織犯罪特別捜査隊は、第8条の3第1号、第2号及び<u>第4号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4及び5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。